

第 2 次

出雲市 D V (配偶者からの暴力)対策基本計画

平成 24 年 (2012) 3 月

出 雲 市

【目 次】

1 . 計画の策定にあたって	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の期間	2
2 . D V 対策の現状	3
(1) 国における取組	3
(2) 島根県における取組と現状	4
(3) 出雲市における取組と現状	5
(4) D V に関する意識	6
3 . 計画の基本方針	
(1) 計画の基本的な考え方	8
(2) 基本目標	8
(3) 施策の体系	9
4 . D V 対策に係る施策の展開	10
基本目標 男女間の暴力をなくす環境づくり	10
基本目標 D V 被害者に配慮した相談の実施	12
基本目標 D V 被害者の自立支援	14
基本目標 推進体制の整備	15
D V 対策基本計画の推進体制図	17
参考資料	
出雲市男女共同参画のまちづくり条例	18
出雲市 D V 対策庁内連絡会設置規程	23
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	25

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（以下「DV」*という）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず養護する子どもにも心理的外傷を与える等深刻な影響を及ぼします。DVは、外部からの発見が困難な家庭の中で行われるため、特徴として潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向にあります。

女性に対する暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識等社会的・構造的な問題があります。DV被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し男女平等の実現の妨げとなっています。

本市では、このような状況を改善するために、平成18年3月に「出雲市男女共同参画まちづくり行動計画」を策定し、各種講座・研修等男女共同参画に関する啓発事業に力を入れてきました。その一方で、DV対策の取組を強化するため、平成21年3月に「出雲市DV（配偶者からの暴力）対策基本計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら、DV防止啓発と被害者の相談・支援等に取り組んでいるところです。

このたび、この計画の実施期間である3年が終了するにあたり、今までの取組状況を評価・総括し、課題を整理し、平成23年10月に斐川町と合併したことをふまえ、今後必要な取組事項も盛り込み、第2次基本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

この計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)（以下「DV防止法」という）第2条の3第3項に基づき、出雲市男女共同参画のまちづくり条例及び同行動計画をはじめ、その他関連する計画の目的・意義との整合性と、県及び関係機関との連携を図りつつ、配偶者からの暴力防止と被害者の自立支援等の総合的な施策展開を行うための計画です。

(3) 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年間とします。ただし、状況の変化等を勘案し、必要に応じて見直すこととします。

* DVとは?…配偶者やパートナー等密接な関係にある、または、あった異性からの暴力。広い意味では女性や子ども、高齢者や障がい者等、家庭内の弱者への暴力にも使われることがありますが、本計画では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」を「DV」と定義します。

「配偶者」…婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の場合も含む）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

「暴力」…身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、精神的暴力（大声でどなる、何を言っても無視する、人前でバカにする等）、性的暴力（嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しない等）、経済的暴力（生活費を渡さない、お金の使い方を細かく監視する等）、社会的暴力（行動を監視する等）等さまざまな形態があります。

2 DV対策の現状

(1) 国における取組

国においては、平成13年4月にDVの防止及び被害者の保護を図ることを目的としたDV防止法が制定されました。これにより、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられ、保護命令制度、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護等が開始されました。

平成16年5月には改正DV防止法が制定され、DV定義の拡大(身体的な暴力のみならず、いわゆる精神的暴力・性的暴力にも対象拡大)、保護命令制度の拡充(退去命令の期間を2週間から2か月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令)、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針並びに施策の実施に関する基本的な計画の策定、国及び地方公共団体の責務として被害者の自立支援を含む適切な保護の明確化等が盛り込まれ、同年12月2日に施行されました。

さらに、平成19年7月のDV防止法の改正では、市町村における基本計画の策定努力及び配偶者暴力相談支援センターの設置努力、保護命令制度の拡充(生命又は身体に対する脅迫行為にも対象を拡大、被害者への接近禁止命令と併せて無言電話や連続しての電話、ファクシミリ、電子メール等の行為を禁止する保護命令の発令、被害者の親族等への接近禁止命令)、配偶者暴力相談支援センターの長への保護命令の発令等に関する通知等が盛り込まれ、平成20年1月11日に施行されました。

平成22年12月に策定された国の第3次男女共同参画基本計画では、女性に対するあらゆる暴力が減っていないことをふまえ、若年層も対象とする予防啓発の拡充、相談・カウンセリング体制等の整備、防犯対策の強化、被害実態の把握、被害者への切れ目ない支援、ストーカー行為等への厳正な対処等の施策を重点的に取り組むとしています。

保護命令・・・地方裁判所が被害者からの申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受ける恐れが大きい時、加害者に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」があり、加害者が保護命令に違反すると刑事罰(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)に処せられます。

* **なぜDVは起きるの?**・・・配偶者間の暴力においては、女性が被害者になることが多いことから、この問題は個人的問題として矮小化するのではなく、社会における男女の不平等の構造を反映している構造的な問題として把握する必要があると言われていています。

加害者の多くは、被害者以外との人間関係(職場・友人関係等)では暴力を振るっていません。加害者は、怒りを自制する技術が不足している訳ではなく、時と場所と相手を意識的に選択して、暴力を振るっています。つまり、相手が妻・パートナーである女性だから、暴力という手段を意識的に選択していることが多いのです。

夫から妻への暴力は、国や文化を越えて、世界中で報告されています。多くの社会や家庭の中で、男性の方が発言力や決定力を持ち、女性が男性に劣る地位に保たれています。このような関係の中では、男性はともに生きる女性(妻)を、自分の所有物で「自分がよいと思う方法で女性(妻)に対応すればよい」と考えると指摘されています。つまり「必要があれば多少は暴力を振るってもよい」という考え方で、妻に暴力を振るっているのです。

加害者が暴力を振るう理由はさまざまあると考えられますが、その背景には、社会における男尊女卑の考え方の残存があると言われていています。

【内閣府男女共同参画局 「配偶者からの暴力 相談の手引き」(なぜ加害者は暴力を振るうのか)より】

(2) 島根県における取組と現状

県では、平成 17 年 7 月に「島根県 D V 対策基本計画」を策定し、平成 20 年 3 月には国の法改正を踏まえ、「島根県 D V 対策基本計画（改定版）」を策定しました。現在では、平成 23 年 3 月に策定された「島根県 D V 対策基本計画（第 2 次改定版）」に基づき、D V 対策に関する各種取組がなされています。

D V 相談については、松江市・大田市の 2 箇所に設置された島根県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）と、各児童相談所（中央児童相談所を除く）の女性相談窓口において対応するほか、警察本部の警察相談センターや各警察署で行われています。

県女性相談センター及び各女性相談窓口が平成 22 年度に受けた相談件数は 3,602 件、うち D V 相談は 552 件となり、相談件数については平成 20 年度をピークに減少しています。これは、市町村にも相談窓口が設置され、相談対応をしていることが理由として考えられます。

被害者の意思に基づき、緊急に保護を必要とする場合には、県女性相談センターが被害者及び同伴する家族の一時保護を行い、傷ついた心身や健康状態等を回復させるためのケア等必要な支援が行われています。県の一時保護所での保護のほか、民間シェルターや社会福祉施設への一時保護委託等により対応されている状況です。こうした D V による一時保護件数は、平成 22 年度では 37 件ありました。

また、県では、一時保護した D V 被害者等が経済的に自立し安定した生活が営めるよう支援するため、「D V 被害者等自立支援金貸付制度」を創設し、関係機関と連携し、就業の促進、住宅の確保等の支援を行うとともに、継続して保護や支援が必要な被害者に対しては、母子生活支援施設等への入所も促しています。



* 県女性相談センター及び児童相談所等、県の女性相談窓口での受付件数（島根県女性相談センター調査）

配偶者暴力相談支援センター… D V 防止法第 3 条に基づき、都道府県の婦人相談所その他の適切な施設において、相談又は相談機関の紹介 カウンセリング 被害者・同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 被害者の自立支援・保護命令・居住させ保護する施設の利用についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整・その他の援助が行われています。

D V 被害者等自立支援金貸付制度…平成 20 年度に創設。生活資金・住宅借上資金として上限 30 万円貸し付ける制度で無利子、無担保、保証人不要となっています。

(3) 出雲市における取組と現状

本市では、平成 17 年 12 月に「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、基本理念のひとつに「男女間の暴力の根絶」を定めています。また、平成 22 年 3 月に策定した「第 2 次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」(H22～26 年度)では、「男女間の暴力の防止と被害者への支援」を重点的取組事項の一つとして掲げています。

啓発事業としては、市職員や教職員を対象にしたDV防止・被害者対応研修会の開催のほか、各種専門学校生、高校生等若年層を対象にしたデートDV防止講座を定期的を開催しています。また、DV被害者の支援者を対象にした研修会も開催し、被害者対応のレベルアップを図っています。

相談事業では、平成 19 年度から「市女性相談センター」を設置し、平成 21 年度から所長(市子ども・若者支援センター所長兼務)と 2 人の女性相談員(専任)の 3 人体制で電話相談・面接相談を行っています。そのほか、女性弁護士による法律相談、臨床心理士による女性の心の相談(平成 23 年度から)も実施しています。

市女性相談センターで平成 22 年度に受けた相談件数は 773 件、うちDV相談は 209 件。このうち、一時保護を必要とするような困難ケースについては、県女性相談センター(出雲児童相談所も含む)や警察署等と連携し、被害者及び同伴する家族の保護につなげています。

また、平成 21 年 4 月に「女性のための総合窓口(DVワンストップ窓口)」を設置し、庁内関係課及び関係機関等で被害者への適切な支援を行っています。

さらに、市庁内のDV対策関係課による庁内連絡会を設置し、市全体でDV防止啓発及びDV被害者の支援に力を入れています。

被害者が抱える問題の内容が複雑多岐になっている中で、迅速かつ適切な対応を行っていくために、相談担当職員の資質向上、相談体制及び被害者支援体制(関係機関とのネットワークの推進)の充実が課題となっています。

相談件数 / 年度



* 市女性相談センター(平日 月曜～金曜)での受付件数。

デートDV…恋人(同棲していない)同士での身体、言葉、態度による暴力のことをいいます。

DVワンストップ窓口…二次被害を防止し、たらいまわし的な対応をなくすため、被害者が1か所で必要な申請手続き等を行うことができる窓口。

二次被害…相談員等からの被害者に対する不適切な対応によって、被害者がさらに傷つくこと。

(4) DVに関する意識

本市では、男女平等に関する住民の生活実態と意識、要望等を把握し、第2次行動計画策定にあたっての基礎資料とするため、平成21年7月に「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」を実施しました。(無作為抽出2,000人発送 回答799人)

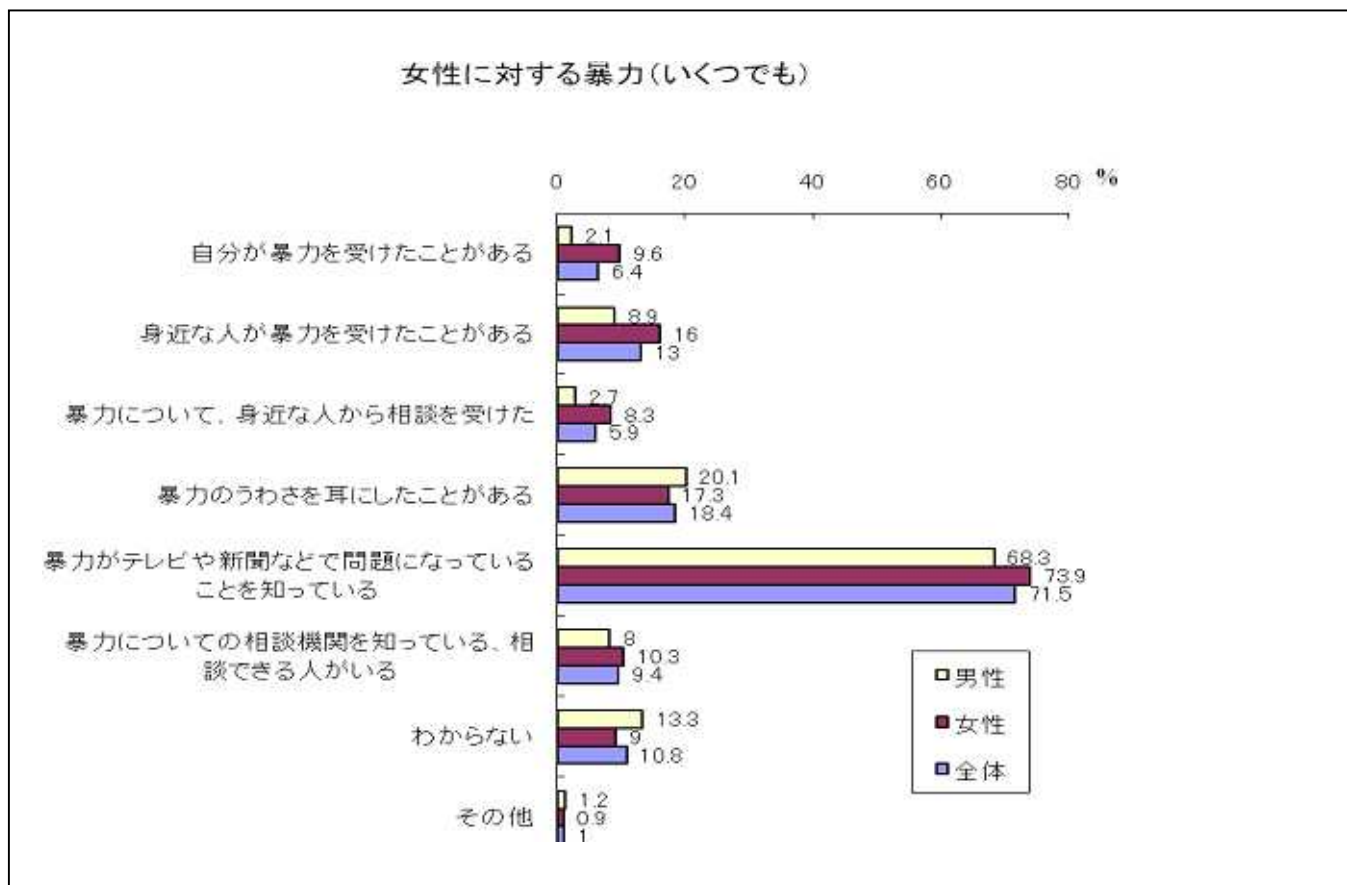
DVについて、男性の2.1%、女性の9.6%が、「自分が暴力を受けたことがある」と回答。「身近な人が暴力を受けたことがある」をあわせると男性11.0%、女性25.6%となっています。このことから回答した女性の4分の1が、自分または自分の身の回りでDVに関わったことがあると言えます。この数値は、平成17年の調査と比較しても増えています。

また、71.5%の人がこのDVについて一般的な知識として持っていますが、「相談機関等を知っている、相談できる人がいる」に回答した人は9.4%と、前回調査と比較して低い状況にあり、相談窓口の周知が大きな課題です。

「出雲市男女共同参画社会に向けての市民意識調査」

(H21.7 無作為抽出2,000人発送 回答799人 内訳：男339人 女456人 不明4)

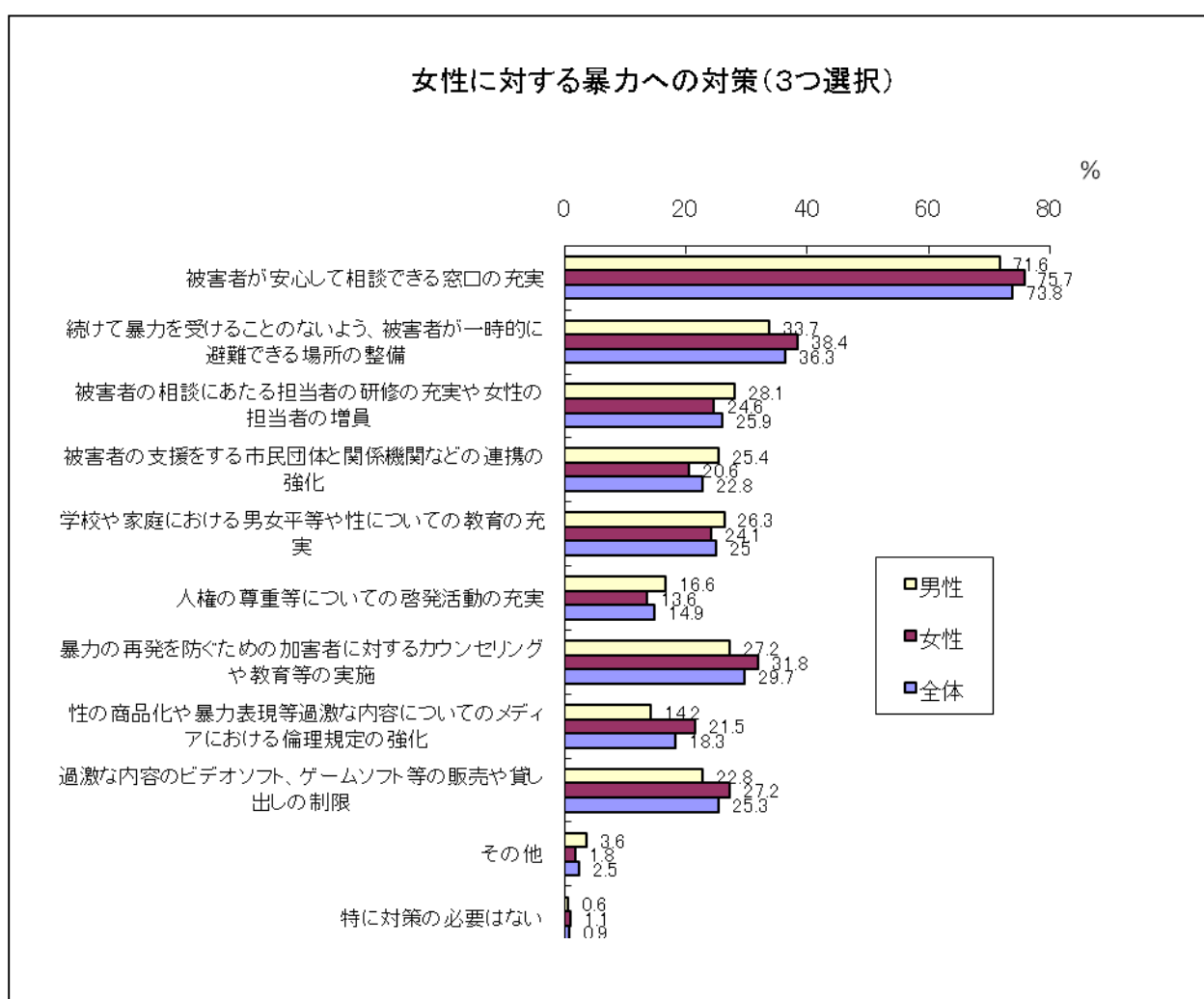
設問：『夫婦や恋人等の一方が他方から、ある程度継続的にふるわれる身体的・心理的・性的な暴力が問題となっていますが、あなたは、夫婦や恋人の間での暴力(ドメスティック・バイオレンス)について見聞きしたことがありますか?』



こうした女性への暴力（性犯罪、セクシュアル・ハラスメント 含む）等への対策として、相談窓口の充実（73.8%）、被害者避難場所の整備（36.3%）、加害者に対するカウンセリングや教育等の実施（29.7%）、相談担当者の研修の充実や女性の担当者の増員（25.9%）、啓発や教育の充実等（25.0%）という回答があり、相談体制の充実（窓口の周知、相談担当者の資質向上）が求められています。

アンケートの意見にあった「被害者避難場所の整備」は、現状、被害者ニーズを県が設置する避難所、民間シェルターで対応できていることから、市として避難所を設置することはせず、他機関等の連携により対応します。また、加害者に対するカウンセリングについては、先進的な事例を含めた情報収集を行います。

設問『性犯罪、夫婦間暴力、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力への対策として、どのようなことをしていったらよいと思いますか。（3つ選択）』



セクシュアル・ハラスメント・・・相手を不快にさせる性的な言動。身体への不必要な接触だけでなく、相手の意に反した性的な冗談や意図的に性に関する噂を流すことも含まれます。

3 計画の基本方針

(1) 計画の基本的な考え方

この計画は、出雲市男女共同参画のまちづくり条例第3条に規定されている「人権尊重」と「男女間の暴力根絶」を基本理念とし、深刻化するDV問題に対応する市の施策の方向性を明示し、具体的なDV防止やDV被害者の支援に着実につなげていくものです。

DV問題については継続して取り組むことが最も重要です。第2次計画の3か年においては、若年層からの啓発を含めた研修・啓発活動に力を入れ、男女間の暴力をなくす環境づくりを押し進めます。そのうえで、早期支援につなげるための研修・啓発活動を推進し、あわせて、被害者の安全・安心の確保のために重要となる相談窓口の充実と、適切な支援を行えるよう庁内及び関係機関との連携体制の充実に取り組みます。

男女間のあらゆる形態の暴力を根絶するため、広く市民に向けて継続的な啓発活動や各種研修を行うことで市民のDVに対する認識を深めていきます。また、地域で被害者を支援する意識を醸成していきます。

市女性相談センターや女性のための総合窓口を中心に、適切かつきめ細かな相談対応を行います。

国の基本方針及び「島根県DV対策基本計画(第2次改定版)」に基づく県の方針・施策を踏まえ、関係機関と連携をとりながら、被害者保護・支援に向けた適切な取組を実施します。

被害者の自立支援について、庁内関係課との連携により、適切な支援が行えるよう体制の充実に努めます。

幅広い分野にわたる関係機関等により構成された推進体制で、予防や早期発見、通報、見守りといった総合的な支援を行います。

(2) 基本目標

DVの防止とDV被害者への適切な支援を行うために、次の基本目標を定め、推進します。

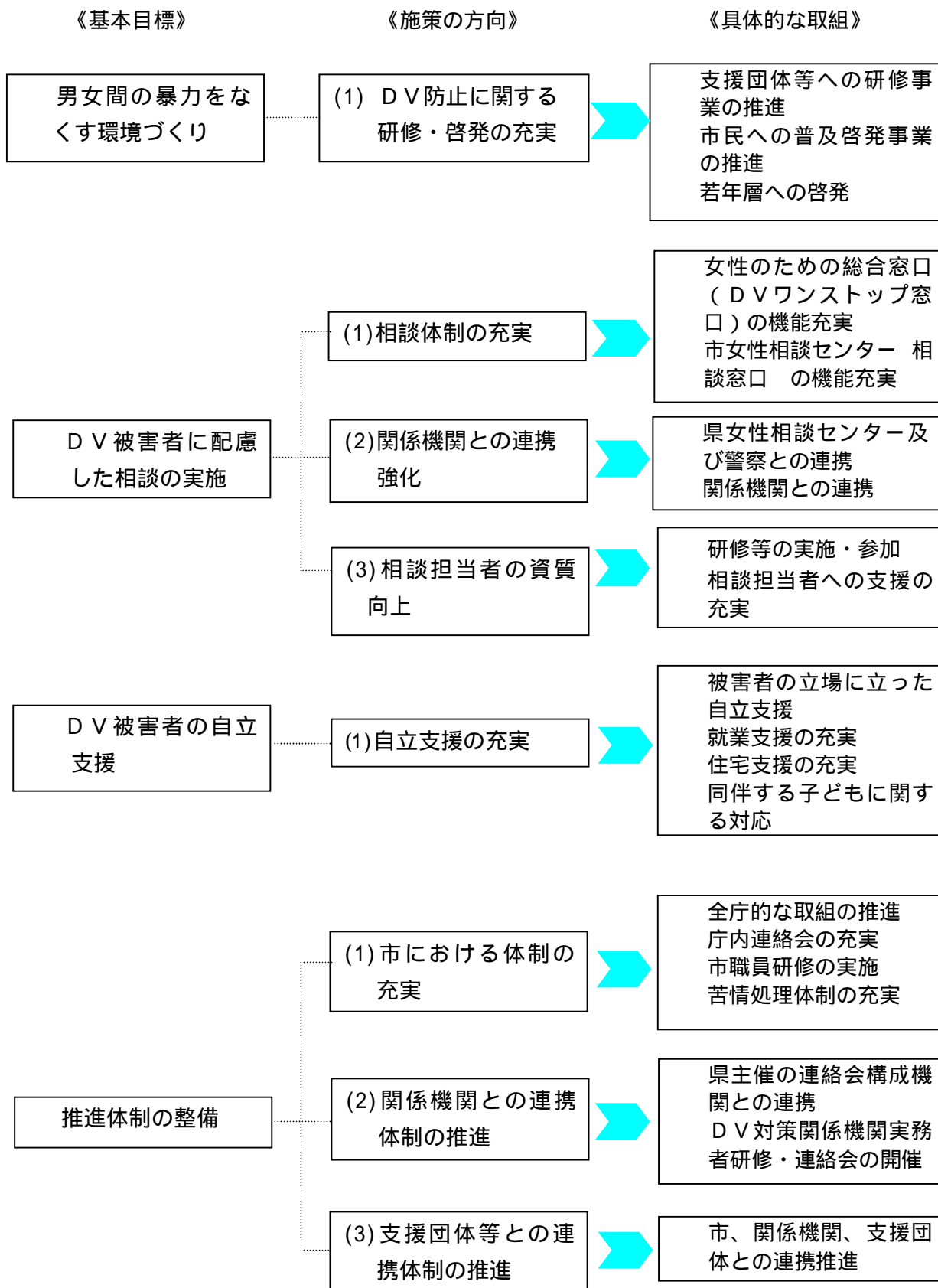
男女間の暴力をなくす環境づくり

DV被害者に配慮した相談の実施

DV被害者の自立支援

推進体制の整備

(3) 施策の体系



4 DV対策に係る施策の展開

基本目標 男女間の暴力をなくす環境づくり

DVは、外部から発見困難な家庭内で行われることや被害者本人からの訴えが基本であることから、相談窓口につなげられず、多数の被害者が潜在化している状況です。「暴力は決して許されない」という認識のもと、地域や団体等において継続的な啓発と各種研修を行うことにより、性別による固定的な役割分担意識などの社会的性差の解消につなげ、地域で被害者を支援する意識を醸成していくことが必要です。

そこで、市は、さまざまな支援団体が主体的に研修等を開催するよう積極的に働きかけるとともに、啓発等の核になる人材（支援者）の育成を図ります。

この研修については、DVに関する基本事項に加え、児童虐待やセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に関する広範な視点になるよう、被害者の早期支援の観点から実施します。また、平成23年10月に斐川町と合併したことから、斐川地域でのDV対策を含めた男女共同参画に関する啓発と相談窓口（市女性相談センター）の周知に力を入れていきます。

具体的な取組	施策の内容	所管
(1) DV防止に関する研修・啓発の充実	<p>支援団体等への研修事業の推進</p> <p>DV被害者を早期に支援するため、地域や職場、教育現場での研修を計画的に実施します。</p> <p>支援団体等への研修・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援団体研修 ・コミュニティセンター職員研修 ・教職員、保育所職員研修 ・児童クラブの職員への研修【新規】 <p>市民への普及啓発事業の推進</p> <p>DVに関する知識に加え、児童虐待やセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に関連する広範な視点で、各種広報活動や研修講座を開催します。地域、学校、職場において、主体的な啓発事業が行われるよう支援します。</p>	<p>市民活動支援課</p> <p>政策企画課国際交流室</p> <p>人権同和政策課</p> <p>子育て支援課</p> <p>産業振興課</p> <p>教育政策課</p> <p>学校教育課</p> <p>青少年育成課</p>

	<p>あらゆる広報媒体を活用した啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報いずも」「みちしるべ」「くすのきプラザ通信」等各種広報での啓発 ・パンフレット・手引書等の外国語表示と市役所内への配置 ・DV防止・相談窓口カードの公共施設や商業施設等の女性トイレへの配置 <p>支援者が主体となった啓発事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、教育団体等への出前講座 等の働きかけ (自治協会、保護者会・PTA・国際交流団体ほか) <p>女性に対する暴力をなくす運動期間 中での集中的な啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催、街頭啓発の実施 	
	<p>若年層への啓発</p> <p>県等と連携を図りながら、市内の専門学校、高等学校等への啓発を行うとともに中学生へのデートDV防止啓発のあり方も検討し、若年層へのDV防止意識の醸成を図ります。</p>	<p>市民活動支援課 学校教育課 青少年育成課</p>

支援団体・・・市社会福祉協議会、医療機関、民生委員児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員会等、DV防止や被害者支援に関係する民間団体等を指します。

支援者・・・支援団体の会員等の構成員を指します。

出前講座・・・市男女共同参画センターが行う研修・啓発講座で、主催する団体の要請を受け講師等を派遣（出前）するものです。

女性に対する暴力をなくす運動期間・・・国では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を女性に対する暴力をなくす運動期間とし、国をはじめ、各地方公共団体ではDV防止啓発等さまざまな活動が展開されています。

デートDV・・・恋人（同棲していない）同士での身体、言葉、態度による暴力のことをいいます。

基本目標 DV被害者に配慮した相談の実施

市女性相談センターでは、市民に身近な相談窓口として、専任の女性相談員を配置しさまざまな相談に対応しています。年々相談件数は増加し、内容も複雑多岐にわたってきています。

平成 21 年 4 月に被害者を適切な支援につなげるため、庁内関係課及び関係機関との調整・連携を行う「女性のための総合窓口（DVワンストップ窓口）」を設置しました。また、DV被害者の最初の相談窓口である「市女性相談センター」では、平成 21 年 4 月から相談員を 2 名体制にし、DV相談等の緊急を要するケースへの対応の充実を図っています。

DVに合わせ、子どもや高齢者・障がい者・精神疾患等福祉・医療に関連する場合には、関係課・機関と連携し適切な対応に努めます。

各分野・機関との連携が求められる場合が多くあることから、配偶者暴力相談支援センターである県女性相談センターや関係機関等との連携の充実を図ります。

一方、DV被害者が各窓口を訪れた際に二次被害が生じないように作成した「相談マニュアル」の見直しや関係職員研修を行い、被害者の心情に配慮した対応に努めます。また、相談を受けた相談担当者等の二次受傷を回避するため、相談担当者への支援の充実を図ります。

具体的な取組	施策の内容	所 管
(1) 相談体制の充実	<p>女性のための総合窓口（DVワンストップ窓口）の機能充実</p> <p>DVに関する総合調整を行う女性のための総合窓口（DVワンストップ窓口）を市役所市民活動支援課内に設置し、市女性相談センター及び市の各相談窓口、県女性相談窓口、警察署、教育、福祉、医療等関係機関や施設の相談窓口との連携・調整を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市女性相談センターと一体となった組織的対応 ・庁内各窓口での二次被害の防止や各窓口での各種福祉サービス等を記載した「相談マニュアル」の逐次見直しと関係職員の研修会の開催 ・児童虐待、高齢者虐待等複数課に関わるケースへの対応、庁内各関係窓口との連携・調整 ・県女性相談センター等関係機関との連携・調整 ・避難先の照会等緊急時の対応 ・被害者の負担軽減と諸手続きの円滑化を目的とした被害者への同行支援 	市民活動支援課
	<p>市女性相談センター 相談窓口 の機能充実</p> <p>女性相談員の複数名体制で女性のための総合窓口と一体となって対応し、市民に最も身近な市の相談窓口の機能を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的対応によるきめ細かな相談体制の充実 ・県等との関係機関との連携 ・専門相談（弁護士、臨床心理士等）の充実 	

(2) 関係機関との連携強化	<p>県女性相談センター及び警察との連携</p> <p>対応困難なケースについては、県女性相談センターや出雲児童相談所と連携し、被害者に適切な対応ができるよう努めます。</p> <p>一時保護が必要なケースについては、県女性相談センターに引き継ぐため、密接な連携を図ります。</p> <p>また、緊急度の高いケースについては、警察と連携し、被害者の安全確保に努めます。</p>	<p>市民活動支援課 政策企画課国際交流室 福祉推進課 子育て支援課 高齢者福祉課 健康増進課 教育政策課 学校教育課 青少年育成課</p>
	<p>関係機関との連携</p> <p>子どもがいる場合や高齢者、障がい者、精神疾患や認知症等がある場合等には、関係機関（出雲児童相談所、高齢者あんしん支援センター等）と連携して対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待防止の通報・相談窓口と連携し、被害者保護や施設入所等に対応 ・相談者が外国人や障がい者である場合、通訳や手話通訳等の確保 	
(3) 相談担当者の資質向上	<p>研修等の実施・参加</p> <p>相談・窓口業務に従事する職員を対象とした専門研修を実施します。また、相談担当者を他団体主催の研修等に派遣するとともに、専門相談を活用し、相談担当者の資質の向上を図ります。</p>	市民活動支援課
	<p>相談担当者への支援の充実</p> <p>相談業務のスキルアップや二次受傷 予防の観点から、臨床心理士等のアドバイス等、相談担当者への支援の充実を図ります。</p>	

配偶者暴力相談支援センター...P.4 参照

二次被害...P.5 参照

相談マニュアル...市及び関係機関の窓口職員、相談員向けのDV被害者支援の手引書。

二次受傷...相談を受けた相談員・関係職員等が、被害者の相談内容から、被害者と同様な被害の心理的経験を経て精神的ダメージを受けること。

基本目標 DV被害者の自立支援

被害者が自立し、安心して生活するためには、就業の促進や住宅の確保のほか、さまざまな支援制度を活用する必要があります。被害者の負担を軽減するため、複数課にまたがる支援制度の情報提供や手続きについて、女性のための総合窓口（DVワンストップ窓口）において調整し、各担当窓口において、被害者の心情に配慮した適切な対応に努めます。

また、支援の実施にあたっては、市だけでなく、県の支援施策も活用しながら、被害者の状況に応じて柔軟かつ機動的な対応が行われるよう努めます。

被害者の安心・安全を図るため、加害者に対し被害者の情報が漏れないよう、関係窓口において的確な情報管理を行います。

具体的な取組	施策の内容	所管
(1) 自立支援の充実	<p>被害者の立場に立った自立支援</p> <p>自立支援について相談のあった被害者等に対し、市の各担当窓口において被害者の心情に配慮し、適切な対応を行います。</p> <p>住所の変更、生活保護や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金等の生活資金や健康保険の取扱い、各種証明書交付等については、関係窓口と連携をとり、情報が加害者に漏れないよう配慮し、迅速な対応を行います。</p> <p>住民登録ができない被害者及び家族に対しても、できる限り必要なサービスが受けられるよう配慮します。</p>	市民税課 資産税課 収納課 福祉推進課 子育て支援課 高齢者福祉課 健康増進課 市民課 保険年金課 他窓口各課（支所を含む）
	<p>就業支援の充実</p> <p>職業紹介や職業訓練が必要な場合の情報提供等、個々の状況を踏まえた就業支援の充実を図ります。</p>	産業振興課
	<p>住宅支援の充実</p> <p>保護命令を受けた、あるいは一時保護後の被害者から住居照会があった場合、市営住宅の入居について、優先的に取り扱います。</p>	建築住宅課
	<p>同伴する子どもに関する対応</p> <p>同伴する子どもに対し、心身のケア、安全確保、守秘義務の確保に努めるとともに、転園・就学・転校、子どもの引渡し等にも配慮した対応を行います。</p>	市民活動支援課 子育て支援課 健康増進課 教育政策課 学校教育課

基本目標 推進体制の整備

D V対策に係る具体的な取組を推進するためには、市役所における推進体制の確立を図る一方で、関係機関や支援団体との連携体制も重要です。

まず、市における全庁的な推進を図るため、「第2次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」に基づき、市における体制整備等、D V対策のいっそうの取組を推進します。

特に、関係機関が相互に連携しD V防止及びD V被害者の支援について検討するため、市の関係課により構成された「庁内連絡会（実務担当者会）」を開催するとともに、県主催の「出雲圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会」構成機関との連携を図ります。

また、市内におけるD V関係機関の実務担当者を対象とする「D V対策関係機関実務者研修・連絡会」を開催し、各担当者の資質向上と連携を図ります。

D V対策の苦情相談については、適切かつ迅速な処理を行い、業務の改善に努めます。

更に、市民や市民団体等と連携し、市全体でのD V防止意識の醸成を図ります。

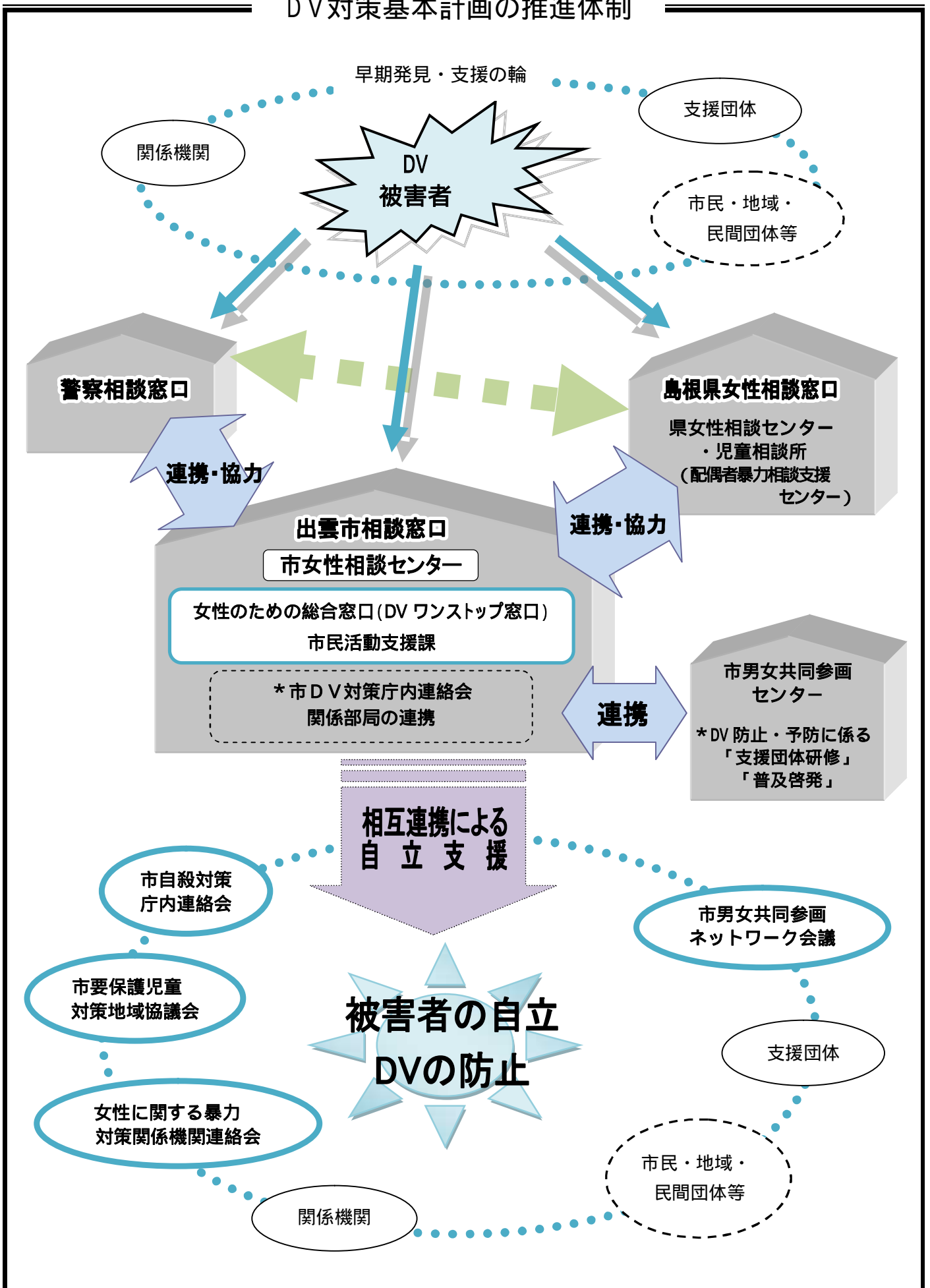
具体的な取組	施策の内容	所 管
(1) 市における体制の充実	<p>全庁的な取組の推進</p> <p>全庁的な取組を推進するため、市内部に設置した「出雲市男女共同参画推進本部」において、年度ごとに各施策の実施状況をまとめ、施策検討や必要に応じた施策内容の見直しを行います。</p>	市民活動支援課 全課
	<p>庁内連絡会の充実</p> <p>庁内のD V対策関係課により構成された庁内連絡会において、相互に連携したD V防止及びD V被害者の支援について検討を行うとともに、相談マニュアルの逐次見直しを行います。</p> <p>また、関係各課の適切かつ迅速な連携により、被害者の早期発見、早期支援につなげていきます。</p> <p>【構成課】 政策企画課国際交流室、人権同和政策課、市民税課、資産税課、収納課、福祉推進課、子育て支援課、高齢者福祉課、健康増進課、市民課、保険年金課、市民活動支援課、産業振興課、建築住宅課、教育政策課、学校教育課、青少年育成課、総合医療センター、消防本部、支所窓口課</p>	
	<p>市職員研修の実施</p> <p>全職員がD V防止の推進役となるため、男女共同参画職場推進員研修等を活用し、D Vに対する共通認識を図る職員研修を実施します。</p>	市民活動支援課 人事課
	<p>苦情処理体制の充実</p> <p>市が行うD V対策に関する市民からの苦情に対し、適切かつ迅速な処理を行うとともに、業務の改善に努めます。</p>	市民活動支援課

(2) 関係機関との連携の推進	<p>県主催の連絡会構成機関との連携</p> <p>県主催の関係機関連絡会（「出雲圏域女性に関する暴力対策関係機関連絡会」）との連携を図り、総合的な支援体制の確立をめざします。</p>	<p>市民活動支援課 福祉推進課 子育て支援課 教育政策課 学校教育課 青少年育成課 総合医療センター</p>
	<p>DV対策関係機関実務者研修・連絡会の開催</p> <p>市内のDV対策関係機関に呼びかけ、実務者を対象にした専門研修等を開催し、相談担当者の資質向上とともに、各関係機関との連携を図ります。</p>	<p>市民活動支援課</p>
(3) 支援団体等との連携の推進	<p>市、関係機関、支援団体等との連携推進</p> <p>市民や市民団体等と行政が連携し、予防や早期発見、通報、見守りといった総合的な支援体制を推進します。</p>	<p>市民活動支援課 全課</p>

出雲圏域女性に関する暴力対策関係機関連絡会...島根県（県女性相談センター、出雲児童相談所）が事務局を担当し、出雲圏域（市内）にある国の機関（法務局、公共職業安定所）、県の機関（出雲保健所、出雲警察署等）、市の機関（市役所、福祉事務所、教育委員会等）、医療機関（出雲医師会、島根大学医学部附属病院、県立中央病院等）、各種団体（出雲市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等）で構成しています。年1回の定例会等を開催し、情報提供活動を行っています。

出雲市男女共同参画推進本部...男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るために平成17年12月に市役所内に設置した組織。市長を本部長とし、副市長、教育長、部長・調整監、支所の理事等で構成しています。

DV対策基本計画の推進体制



出雲市男女共同参画のまちづくり条例

(平成 17 年出雲市条例第 408 号)

改正 平成 18 年 3 月 17 日条例第 40 号 平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条 - 第 7 条)
 - 第 2 章 阻害行為の制限(第 8 条・第 9 条)
 - 第 3 章 基本的施策(第 10 条 - 第 20 条)
 - 第 4 章 推進体制(第 21 条 - 第 24 条)
 - 第 5 章 雑則(第 25 条)
- 附則

前文

我が国においては、日本国憲法において、法の下での平等を基本とする個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権の尊重がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な試みが、国際社会の取組みとも連動しつつ、急速に進められてきた。

出雲市においても、こうした国際社会や国の動きとともに、男女共同参画の取組みを積極的に進めてきたが、家事、育児及び介護における女性の負担は依然大きく、性別によって役割を固定化する意識が存在し、女性の社会参画も十分には進んでいない状況にある。

また、社会問題として対応が急がれている男女間の暴力等についても、市内の相談件数は増加傾向にあり、その他関連する多くの課題が残されたままである。

さらに、家族形態の多様化や少子高齢化の進展など、地域社会を取巻く環境が急速に変化している状況のなかで、真に心豊かで活力あるふるさと出雲を創っていくためには、男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が従来以上に強く求められるところである。

よって、出雲市は、男女共同参画のまちづくりを 21 世紀出雲の創造における基本的な課題と位置付け、全市民が一体となった総合的な男女共同参画のまちづくりを目指し、ここに「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、出雲市における男女共同参画のまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、真に心豊かで活力のある出雲市を創造していくことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、

もって男女がそれぞれの適性に応じ、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を営む者をいう。
- (3) 積極的改善措置 市民生活のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれが一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼすものをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進されるものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、個人としての能力を発揮する機会が適正に確保されるなど男女の人権がそれぞれ尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担の意識を強制されることなく、それぞれ個人として多様な生き方を選択することができるように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策、事業者における方針など様々な分野での企画、立案及び決定に、それぞれ能力・適性に応じて参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家族及び社会における責任を共に担うことによって、家庭、地域、職場、教育現場その他のあらゆる場における活動に、対等・平等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (5) 妊娠・出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女間のあらゆる形態の暴力が根絶されること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会の取組みと密接に関係していることを考慮し、国際協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進をまちづくりの基本政策と位置づけ、前条に定める基本理念に則り、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市民生活のあらゆる分野における活動について、男女共同参画のまちづくりを推進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野において、男女共同参画によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、事業活動を行うにあたって、男女共同参画によるまちづくりに関する施策に積極的に協力するとともに、働く男女が仕事と家庭生活を両立させることができるよう職場環境の整備等に努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育等あらゆる教育関係者は、基本理念に則り、それぞれの教育の場において、男女共同参画のまちづくりの推進に積極的に配慮するよう努めるものとする。

第2章 阻害行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、男女共同参画によるまちづくりの推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 市民生活のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 市民生活のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別による人権侵害

(情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を提供するにあたっては、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を連想させ、又は助長させる表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(行動計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、その施策を計画的に実施するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画の策定にあたっては、市民、事業者及び教育関係者(以下「市民等」という。)の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、議会に報告するとともに、広く市民等に周知し、理解と協力を促すものとする。

(実施状況の年次報告)

第11条 市長は、毎年、施策の実施状況等を議会に報告するとともに、広く市民等に周知するものとする。

(啓発活動等)

第12条 市は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、教育現場その他のあらゆる場における制度や慣習の見直しの働きかけをはじめとする啓発活動を行うものとする。

(家庭への支援)

第13条 市は、基本理念に基づき、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護等の家庭生活及び就業その他の市民生活における活動に、対等に参画できるよう必要な支援を行うものとする。

(地域への支援)

第14条 市は、基本理念に基づき、地域の社会通念や慣習等の見直しに係る意識啓発に対する支援その他の必要な支援を行うものとする。

(職場への支援)

第15条 市は、基本理念に基づき、男女の仕事と家庭生活の両立など職場における積極的な活動を促進するために、各種情報の提供など必要な支援を行うものとする。

(教育現場への支援)

第16条 市は、基本理念に基づき、学校教育等あらゆる教育の場における人権意識の向上と男女共同参画の取組みに必要な支援を行うものとする。

(暴力等の防止及び被害者等への支援)

第17条 市は、配偶者等からのドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援に努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画によるまちづくりの推進を阻害する行為について、市民等から相談があった場合は、関係機関との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(拠点施設等の充実)

第19条 市は、男女共同参画のまちづくりを推進するための啓発、研修、相談等あらゆる活動の拠点となる施設や関連施設の充実に努めるものとする。

(苦情の処理等)

第20条 市長は、市が実施する施策に関する男女共同参画についての市民及び事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

第4章 推進体制

(推進委員)

第21条 市長は、男女共同参画のまちづくりを推進するため、出雲市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

2 推進委員は、男女共同参画のまちづくりに関し、意見・苦情等の情報収集及び啓発活動を行うとともに、その活動に関し、市長に意見を述べるものとする。

3 推進委員は、10人以内とし、市長が委嘱する。

4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 男女いずれか一方の推進委員数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

(推進委員会)

第22条 市長は、前条の推進委員を構成員とする出雲市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 推進委員会は、行動計画に関する事項その他男女共同参画のまちづくりに関し、市長の諮問に応じ、調査及び審議し、市長に答申するものとする。

3 会長は、委員の互選によって定め、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 推進委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 5 推進委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、会議に参画させることができる。

(庶務)

第24条 推進委員会の庶務は、文化環境部市民活動支援課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月17日条例第40号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日条例第13号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

出雲市 DV 対策庁内連絡会設置規程

(平成 22 年出雲市訓令第 8 号)

改正 平成 23 年 5 月 31 日訓令第 12 号平成 23 年 10 月 1 日訓令第 28 号

(設置)

第 1 条 配偶者からの暴力(以下「DV」という。)に関する問題について、市の関係各課等が共通認識を持ち、相互に連携し、DV の防止及び DV による被害者の支援について検討するため、出雲市 DV 対策庁内連絡会(以下「庁内連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 庁内連絡会は、DV の防止及び DV による被害者の支援に関して、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内における情報交換、連絡調整等に関すること。
- (2) 相談マニュアルの整備に関すること。
- (3) その他座長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 庁内連絡会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、文化環境部長をもって充てる。ただし、文化環境部長に事故あるとき又は欠けたときは、文化環境部市民活動支援課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 庁内連絡会は、座長が招集する。

- 2 座長は、庁内連絡会を総括し、会議の議長となる。
- 3 座長は、必要に応じ委員以外の職員に会議への出席を求めることができる。
- 4 座長は、第 2 条の所掌事務を遂行するために、必要に応じ委員の所属する課の実務担当者による会議を開くことができる。

(事務局)

第 5 条 庁内連絡会の事務局は、文化環境部市民活動支援課に置く。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 31 日訓令第 12 号)

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 1 日訓令第 28 号)

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

委員
政策企画課長
人権同和政策課長
市民税課長
資産税課長
収納課長
福祉推進課長
子育て支援課長
高齢者福祉課長
健康増進課長
市民課長
保険年金課長
市民活動支援課長
産業振興課長
建築住宅課長
教育政策課長
学校教育課長
青少年育成課長
消防本部消防総務課長
総合医療センター病院管理課長
平田支所市民生活課長
平田支所健康福祉課長
佐田支所市民福祉課長
多伎支所市民福祉課長
湖陵支所市民福祉課長
大社支所市民福祉課長
斐川支所税務課長
斐川支所市民生活課長
斐川支所健康福祉課長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章にお

いて同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶

者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

- 第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
- （事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。